

令和7年度 芳賀町部活動地域連携・地域展開推進事業実施要項

1 目標

- ・休日の運動部活動を総合型クラブ活動として実施することにより、地域主体の運営体制を構築する。
- ・部活動顧問（以下、顧問）と総合型クラブ指導者（以下、クラブ指導者）の連携を図り、平日と休日の指導の一貫性を確保する。
- ・顧問の時間外勤務時間数を削減することで、業務の負担軽減を図る。

2 実施期間

- ・令和7年5月～令和8年3月
- ※4月は人事異動もあるので、調整の期間として5月から実施する。

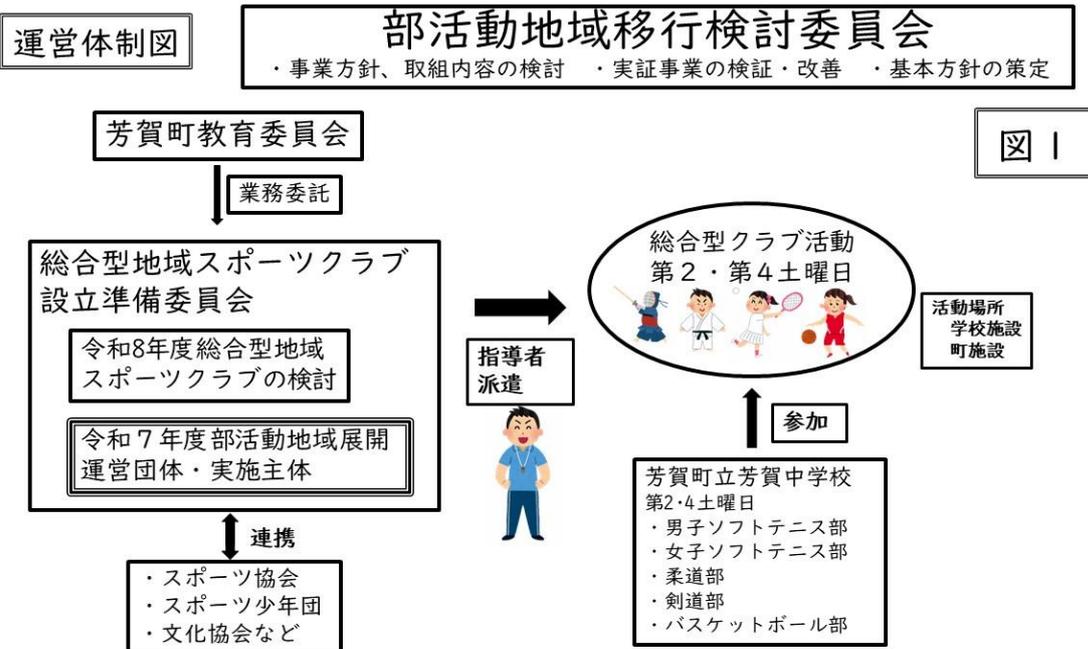
3 運営団体及び対象部活動について

- ・町教育委員会は、以下の運営団体と業務委託を締結する。
- ・クラブ指導者については、原則1名で対応するが、非常時の対応を考えて、複数名で指導できる体制を構築する。柔道については競技の特性上2名で、ソフトテニス男女別で活動しているので2名で対応する。また、可能な限り指導者を複数登録することで、持続可能な指導体制を構築していく。（指導者バンクを活用）

○運営団体：芳賀町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会

	対象部活動	指導者（登録者）	備考
1	剣道	1	
2	柔道	2	兼職兼業1名
3	ソフトテニス	2	
4	バスケットボール	1	兼職兼業1名

※兼職兼業については、3ページに記載



#### 4 推進事業内容

##### (1) クラブ指導者について

- ・運営団体は、対象の部活動ごとに専属のクラブ指導者を派遣し、休日における総合型クラブ活動の指導に当てる。
- ・クラブ指導者は、運営団体登録の指導者とする。
- ・クラブ指導者の要件・資質等について…指導種目の実施経験がある者で、以下のいずれかを満たす者
  - a 部活動の指導者に足る資格を有する者、又は取得予定の者

【資格例】(公財)日本スポーツ協会の発行する公認スポーツ指導者 コーチ1等

b 部活動の指導者に足る資格に準じた研修を修了した者

c これまでの経験から指導を行うのに十分な知識や技術を有している者(部活動顧問の経験者等)

※複数の指導者登録で対応する種目については、運営団体が当日担当する指導者の予定を調整・計画し、学校と共有する。

※謝金…運営団体にて対応、1時間あたり1600円、交通費1kmあたり34円、有償ボランティアについては、1時間あたり1600円とする。(国の実証事業で対応予定)

※有償ボランティア…部活動顧問、部活動補助員経験者、専門部長が推薦する者(有資格者)

※スポーツ安全保険加入…運営団体にて対応

##### (2) 活動日及び活動日数について

- ・活動日数…土・日曜日、祝日の休日のうち、月あたり2回程度とする。原則第2・第4土曜日を総合型クラブ活動とするが、顧問とクラブ指導者との協議で決めることもできる。

(5/10. 24. 6/14. 28. 7/12. 26. 8/9. 23. 9/13. 27. 10/11. 25. 11/8. 22. 12/13. 27. 1/10. 24. 2/14. 28. 3/14. 28)

- ・活動時間…3時間程度とする。ただし、対外(練習)試合や大会等の場合は、この限りではない。

※「芳賀町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針(令和6年10月)」における「Ⅱ新たなクラブ活動 2適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (5)適切な休養日等の設定」を遵守し、週末の休日のうち1日を休養日とする。

※活動日や活動時間については、学校と調整のうえ決定する。また、活動予定の保護者への周知については、平日の部活動予定表への記載を学校に依頼する。

##### (3) 活動場所について

- ・各学校の施設及び社会体育施設を使用する。使用施設の鍵の管理については、学校・スポーツ振興係(武道館)と相談のうえ、適正に対応する。(クラブ指導者に貸与する。)
- ・芳賀町社会体育施設については免除とする。

##### (4) 指導内容について

- ・競技種目についての技術及びルール
- ・あいさつや礼儀・マナー
- ・生徒の活動への参加状況把握
- ・学校外で活動する際の引率・指導
- ・活動内容の計画立案協力(月ごと)
- ・指導日誌への指導内容及び活動状況の記録・共有(生徒の個人名記載は避けること)

※活動計画については、顧問と連携のうえ立案する。

※活動日誌(指導内容)の顧問との共有について、実情に応じた手段を活用する。(LINE WORKSを活用)

(5) 対外試合や練習試合の引率について

- ・中体連主催の大会は、「学校部活動」として参加する。
- ・中体連主催以外の大会や練習試合は、顧問とクラブ指導者が協議し、「学校部活動」または「総合型クラブ活動」として参加する。

(6) 総合型クラブ活動への顧問や部活動指導員の参加について

- ・総合型クラブ活動に顧問が参加するときはボランティアを基本とするが、指導を目的として参加するときは、有償ボランティアとする。部活動指導員についても同様とする。

※休日の部活動（総合型クラブ活動にしていない部活動）にクラブ指導者が参加するときは、部活動指導員として参加する。[町教育委員会にて対応]

※平日の部活動へクラブ指導者が参加するときは、部活動指導員として参加とする。[町教育委員会にて対応]

※部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2の規定に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程外)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会、練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

## 令和7年度活動体制

図 2

部活動名	平日	第2・4土曜日	その他の休日
ソフトテニス部 柔道部 剣道部 バスケボール部		クラブ指導者 地域ボランティア (部活動顧問や部活動指導員)	
その他の部活			
特設部 陸上競技 ロボコン			

総合型クラブ指導者と部活動指導員を兼任する者もいる。

(7) 教職員等の兼職兼業について

- ・総合型クラブ活動での指導を希望する教員は、芳賀町学校職員服務規程第23条（他の職務の従事）により、申請書類を提出し許可を得る。町教育委員会は、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

※「芳賀町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和6年10月）」における「Ⅱ新たなクラブ活動 2適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 (4)教員等の兼職兼業」を遵守する。

- ・総合型クラブ活動での指導を希望する町職員は、総合型クラブ活動指導者に登録後、指導者として決定した際には、芳賀町職員服務規程第18条（営利企業等の従事）に基づき、申請書を提出して許可を得る。

## 5 顧問とクラブ指導者の連携[一貫した指導体制の構築]

- ・活動開始前後の1か月程度は、顧問とクラブ指導者で指導を行ったり、打合せをしたりする機会を設けるなど、指導方針や指導方法の共有や適切な生徒理解を行い、一貫性のある指導体制を構築する。
- ・指導日誌を有効活用することで、指導の一貫性を確保する。
- ・実施期間中も、指導方針等のすり合わせや活動状況の共有を行う場を月に1回程度設け、指導者同士の連携を図る。その際、対面で実施することを原則とする。記録を提出する。
- ・顧問とクラブ指導者は、基本的には直接やり取りをする。また、必要に応じて、クラブマネージャーと連携を図る。

## 6 総合型クラブ活動のスポーツ安全保険について

- ・生徒のスポーツ安全保険加入及び保険金請求手続きは、運営団体で対応する。

加入期間：5月1日～3月31日

※総合型クラブ活動は、学校の教育活動外になるので、日本スポーツ振興センターの補償外となる。

- ・クラブ指導者は、スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。ただし、柔道については、各自が全柔連の保険に加入しているので、全柔連の上乗せ補償とする。

## 7 生徒の安全管理について

- ・大きなけがや事故発生時の緊急対応については、可能な限り複数人で、「緊急時対応マニュアル」に沿って適正に対応する。顧問及びクラブマネージャーに連絡し、非常態勢の準備を検討する。クラブマネージャーは生涯学習課長に連絡し協議する。
- ・前記以外の場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。
- ・雷の対応については、雷の音が鳴った際には、落雷の危険が差し迫っているので、速やかに活動を中止し、安全な場所に避難させる。屋外の活動再開や帰宅の際には、周囲の状況を確認して判断する。
- ・熱中症対策については、暑さ指数(WBGT)が31以上の場合、活動は原則中止とする。また、活動の際には、熱中症による事故防止のため、生徒の健康状態の確認をするとともに、暑さ指数に応じて、積極的な水分補給や休憩、活動時間の短縮等の適切な対応を講じる。また、「熱中症予防情報サイト」(環境省ホームページ)等を参考に、実施を判断する。

## 8 保護者への対応

### (1) 保護者の理解促進について

- ・町内小中学校保護者への理解促進を図るために、本町の方針や実証事業の進め方、進捗状況、成果・課題等を記載した広報啓発資料を定期的に発行する。
- ・対象部活動の保護者への理解促進を図るために、事前説明会を開催する。(クラブ指導者との顔合わせや質問事項への丁寧な対応)

### (2) 保護者との連絡体制について

- ・保護者の承諾を得ることで、携帯電話番号及びメールアドレス等の個人情報を取得する。
- ・総合型クラブ活動に関する連絡(欠席等)については、原則、指導者または、運営団体(マネージャー)が対応する。[携帯電話・メール・アプリ等の活用]
- ・出席予定の生徒が、活動日に欠席をした場合は、保護者に連絡を入れる。

(3) 保護者の費用負担について

- ・実証事業にかかる経費については、国の補助金及び町の予算で実施する。

9 クラブマネジャーについて

- ・運営団体に、クラブマネジャーを1名配置し、顧問・クラブ指導者・保護者・町教育委員会との連絡調整やクラブの体制構築等を行う。

10 今後のスケジュール（4月）

学校

- ・兼職許可申請書類提出、保護者会での説明、顧問と指導者の打合せ

保護者

- ・総合型クラブ加入届等の提出